

以下の【事案】を読み,【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 Xは,「被告人は, M県S市T区N町〔番地略〕所在の甲マンション405号室のV方(床面積合計66.24平方メートル)において同人と同棲していたものであるが, 同人から別れ話を持ちかけられ, その翻意を求めたが拒絶されたため, 同人が現に住居に使用する前記405号室を焼損してその意趣を晴らそうと決意し, 平成29年4月1日午後8時30分ころ, 同居室玄関のマット及び床板に灯油を散布した上, 所携のライターで点火した新聞紙を前記マット上に投げ捨てて放火し, その火を同居室の床板, 内壁及び天井等に燃え移らせ, よって, 前記Vが現に住居に使用する同居室の床板, 内壁及び天井等約50平方メートルを焼損したものである。」という現住建造物等放火罪の訴因により起訴された。

これに対し, Xは,「私は, 平成29年4月1日の午後6時ころから翌日の午前8時ころまでの間, S市A区K町〔番地略〕所在の私の自宅にいた。その間, 一度も外出しなかった。」等と述べてアリバイを主張した。

- 2 第1回公判期日において, 検察官は, 甲マンションの住人であるWの証人尋問を請求した。Wは, 検察官の主尋問において,「私は, 平成29年4月1日午後8時40分ころ, 甲マンション1階のエントランス・ホールでXを見ました。」等と証言した。

弁護人は, このようなWの証言は, 事件の翌日に消防署員Fが作成した「聞き込み状況書」と題する書面(以下,「本件書証」とする。)に録取されているWの供述(「私は, 平成29年4月1日午後8時40分ころに甲マンション1階のエントランス・ホールにおりましたが, その際, 誰も見かけませんでした。’)と矛盾するとして, 刑訴法328条の証拠として, 本件書証の証拠調べを請求した。なお, Fは, 本件書証を作成するにあたり, Wから録取した供述の内容をWに読み聞かせる手続をとっておらず, Wの署名・押印も得ていなかった。

【設問】

弁護人による本件書証の証拠調べ請求が認められるか否かにつき, 論じなさい。